

休業等にご協力ください

～休業要請に係る協力金ついて～

(令和2年4月17日更新)

全国都道府県に発出された「緊急事態宣言」により、施設の休止や営業時間短縮の要請を受けた施設を運営する中小企業事業者の皆さま、および個人事業主の皆さまにおかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、休業等にご協力をお願いいたします。

休業等の要請の対象となり、4月18日(土)から5月6日(水・祝)までのすべての期間において、全面的にご協力いただいた事業者には、「岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」(仮称)が支給されます。

詳しくは、県のホームページをご覧ください。県民総合相談窓口(コールセンター)へお尋ねください。

◇岐阜県のホームページ

https://www.pref.gifu.lg.jp/kinkyu-juyo-joho/shingata_corona_kyugyoyosei.html

◇県民総合相談窓口

058-272-8198

(開設時間:午前8時30分から午後5時15分まで。土日祝日も開設)